

○糸島市地域公共交通会議設置規程

平成22年1月1日

告示第14号

改正 平成28年8月8日告示第167号

令和3年2月24日告示第25号

(設置)

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)第9条第4項及び道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第9条第2項の規定に基づき、地域住民の生活に必要な旅客運送の確保その他旅客の利便増進を図るために必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条第1項の規定による地域公共交通計画の作成及び実施に関する協議及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(平成23年3月30日国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号及び国空環第103号)第2条第1項第1号の規定による生活交通確保維持改善計画の作成及び実施に関する協議を行うため、糸島市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置する。

(平28告示167・令3告示25・一部改正)

(所掌事務)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関すること。
- (2) 市営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (3) 生活交通の在り方一般に関すること。
- (4) 地域公共交通計画の作成(変更を含む。)及び実施に関すること。
- (5) 生活交通確保維持改善計画の作成(変更を含む。)及び実施に関すること。
- (6) その他市長が必要と認めること。

(平28告示167・令3告示25・一部改正)

(組織)

第3条 交通会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 市の職員
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表者
- (3) 市民代表
- (4) 九州運輸局長又はその指名する者
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者
- (6) 市内に存する道路の道路管理者又はその指名する者
- (7) 糸島警察署長又はその指名する者

- (8) 学識経験を有する者
- (9) 市長が特に必要と認める者
(平28告示167・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 交通会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 交通会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 交通会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 交通会議において必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(協議結果の取扱い)

第7条 交通会議において協議が整った事項については、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(幹事会)

第8条 交通会議に、次に掲げる事項について審査するため、幹事会を置くことができる。

- (1) 申請内容の事前審査に関すること。
 - (2) バス路線の休廃止の申出に関すること。
 - (3) 既に実施している乗合旅客運送事業で、事業計画の変更（大規模な休廃止等は除く。）その他必要と認められる措置の変更に関すること。
 - (4) その他交通会議の運営に関すること。
- 2 幹事会の委員は、交通会議の委員のうちから会長が選任する。
 - 3 幹事会に代表幹事及び副代表幹事それぞれ1人を置き、幹事会の委員の互選によりこれを定める。
 - 4 幹事会において必要と認めるときは、会議に幹事会の委員以外の者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
 - 5 第1項第2号及び第3号に規定する事項については、幹事会の決議をもって交通会議の決議とすることができる。

(庶務)

第9条 交通会議の庶務は、企画部地域振興課において処理する。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、平成22年1月1日から施行する。

附 則 (平成28年8月8日告示第167号)

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に改正前の第3条第2項の規定により任命され、又は委嘱されている委員は、改正後の第3条第2項の規定により任命され、又は委嘱された委員とみなす。

附 則 (令和3年2月24日告示第25号)

この告示は、公布の日から施行する。